

京都市消防局訓令甲第8号

各 部

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防局消防職員委員会規則施行規程の一部を次のように改正する。

平成31年3月26日

京都市消防局長 荒木 俊晴

第1条中「第13条」を「第14条」とする。

第9条第1項中「第12条」を「第13条」とする。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)